

社会福祉法人等以外の者に係る家庭的保育事業等の設置認可に関する審査基準(抄)
 (尼崎市家庭的保育事業等設置認可等に関する審査要領を抜粋)

内容	要領 条文番号	審査基準
【経済的 基礎】	1-1(§ 2 ア(ア))	家庭的保育事業等の設置に必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とし、必要な経済的基礎があると尼崎市が認めるものであること。ただし、不動産については、1-2に定める要件に適合している場合はこの限りでない。
		1-1以外の場合は、以下1-2a～1-2cを満たすこと
	1-2a(§ 3 (1))	貸与を受けている土地又は建物については、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
	1-2b(§ 3 (2))	賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。またこれとは別に、1年間の賃借料相当額及び1,000万円を、安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
	1-2c(§ 3 (3))	賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
	1-3(§ 2 ア(イ))	【財務内容の適正】直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業を含む当該事業主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
【社会的 信望】	2(§ 2 イ)	当該家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
【管理者 の社会福 祉事業に 関する知 識又は経 験】		3a及び3bのいずれにも該当するか、3cに該当すること
	3a(§ 2 ウ(ア))	実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
	3b(§ 2 ウ(イ))	社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。
	3c(§ 2 ウ(ウ))	経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。